

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員数(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 事務職員の職務	465	9.8%	主事 技師 文化財保護主事 事務職員 係員	216 142 0 71 36	0 0 0 0 0			係員級
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務職員の職務	604	12.7%	主事 技師 事務職員 係員 文化財保護主事 学芸員	270 121 160 50 3 0	0 0 1 0 0 0	1,069	22.5%	係員級
3級	1 係長の職務 2 高等学校、特別支援学校又は中学校の主任の職務 3 主任主事又は主任技師の職務 4 警察本部又は警察署の主任の職務 5 事務主任又は事務主査の職務	1,331	28.1%	係長・講師・主任指導員・地方機関の所長 主任主事 主任技師 主任学芸員・主任文化財保護主事 主査 主任 事務主任 事務主査 警察本部又は警察署の主任	87 670 318 3 4 4 2 134 109	0 89 35 0 0 0 0 59 0	2,191	46.2%	係長級
4級	1 課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 地方機関、教育機関又は警察署の課（室）長又は専門幹の職務 3 高等学校又は特別支援学校の副主幹事務長又は事務長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務 5 困難な業務を行う高等学校、特別支援学校又は中学校の主任の職務 6 事務主幹の職務 7 困難な業務を行う事務主任の職務	1,040	21.9%	係長 講師 主任指導員 主任 事務主任 課長補佐 副参事・副調査官 地方機関、教育機関又は警察署の課（室）長 専門幹・専門指導員 事務主幹・副主幹事務長	776 4 12 43 68 72 1 20 24 20	62 0 3 0 0 0 0 0 0 0			課長補佐級
5級	1 困難な業務を行う課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関、教育機関又は警察署の課（室）長又は専門幹の職務 3 困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の副主幹事務長の職務 4 困難な業務を行う事務主幹の職務	877	18.5%	課長補佐 総括課長補佐 副参事 副調査官、次長、少年サポートセンター長、情報公開センター長 地方機関、教育機関又は警察署の課（室）長、所長 専門幹 検査指導幹・工事指導幹 副園長・事務長・専門指導員・助教授 事務主幹 副主幹事務長	291 81 32 9 165 141 18 9 99 32	8 0 1 1 0 5 0 1 0 0	1,057	22.3%	課長補佐級
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課（室）長、企画監又は参事の職務 2 振興部の部長、副部長又は支所長の職務 3 地方機関又は教育機関の長又は次長の職務 4 高等学校又は特別支援学校の事務局長又は主幹事務長の職務 5 警察本部の課長、管理官、次席調査官、室長又は調査官の職務	327	6.9%	本庁又は委員会等の事務局の課（室）長・センター長 企画監 補佐監 監査監 参事 振興部の部長、副部長又は支所長 地方機関又は教育機関の所長・園長・寮長 地方機関又は教育機関の副所長、副校長、副館長、次長 地方機関の部長、部門長、教授 高等学校又は特別支援学校の事務局長 高等学校又は特別支援学校の主幹事務長 警察本部の課長 科学捜査研究所長 警察本部の次席調査官 警察本部の室長 警察本部の調査官 警察学校の教授・警察署の会計官	76 39 0 2 88 35 14 19 4 2 28 3 0 3 5 4 5	0 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	355	7.5%	課長級
7級	1 本庁又は委員会等の事務局の次長又は参事監の職務 2 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課（室）長又は企画監の職務 3 振興部の局長若しくは次長又は困難な業務を行う振興部の部長、副部長若しくは支所長の職務 4 困難な業務を行う地方機関又は教育機関の長又は次長の職務 5 困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の事務局長又は主幹事務長の職務 6 警察本部の参事官の職務 7 困難な業務を行う警察本部の課長、管理官又は室長の職務	63	1.3%	本庁又は委員会等の事務局の課（室）長・センター長 補佐監 高等学校の事務局長 本庁又は委員会等の事務局の次長 参事監 振興部の局長 振興部の次長 地方機関の所長 地方機関の次長 地方機関の校長 教育機関の館長	25 0 3 8 10 3 4 5 0 4 1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	46	1.0%	次長級
8級	1 本庁の部局又は委員会等の事務局の長、危機管理監、理事、技監、政策監又は会計管理者の職務 2 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の次長又は参事監の職務 3 困難な業務を行う振興部の局長又は次長の職務 4 特に困難な業務を行う地方機関又は教育機関の長の職務	24	0.5%	本庁又は委員会等の事務局の次長 参事監 振興部の局長 振興部の次長 本庁の部（局）長、委員会等の事務局長 政策監 地方機関の所長 危機管理対策監 技監	4 3 3 1 6 4 1 1 1	0 0 0 0 1 1 0 0 0	26	0.5%	部長級
9級	1 困難な業務を行う本庁の部局又は委員会等の事務局の長、危機管理監、理事、技監、政策監又は会計管理者の職務 2 重要で困難な業務を行う振興部の局長の職務 3 特に重要で困難な業務を行う地方機関の長の職務	13	0.3%	本庁の部（局）長、委員会等の事務局長 政策監 危機管理監 理事兼東北振興局長 会計管理者	9 2 0 1 1	0 0 0 0 0			部長級
合計		4,744	100%	(再任用職員の合計(人))		269			

備考

人数には任期付の臨時職員を含む。

# 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

## 公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	356	11.5	係員	356				
				計	356				
2級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う係員の職務	660	21.3	係員 主任	528 132		1,234 (132)	39.8 (4.3)	係員級 (主任級)
				計	660				
3級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に困難な業務を行う係員の職務	611	19.7	係員 主任 係長	218 355 38		764 (38)	24.6 (1.2)	主任級 (係長級)
				計	611				
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務 4 特に困難な業務を行う主任の職務	766	24.7	主任 係長 課長補佐 警察署の課長	371 381 1 13	7	765 (14)	24.7 (0.5)	係長級 (課長補佐級)
				計	766	7			
5級	1 警察本部の次席の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う警察署の課長の職務 5 特に困難な業務を行う係長の職務	448	14.4	係長 課長補佐 隊長補佐 警察安全相談室長 警察署の課長 交番所長 警備派出所長	370 27 2 1 46 1 1	15			
				計	448	15			
6級	1 困難な業務を行う警察本部の次席の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の副署長の職務 4 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務	145	4.7	次席 副隊長 機動鑑識隊長 駐車対策室長 長崎運転免許センター長 課長補佐 校長補佐 副署長 警察署の課長 交番所長	7 5 1 1 1 64 3 9 53 1	1	223	7.2	課長補佐級
				計	145	3			
7級	1 警察本部の課長の職務 2 警察本部の管理官の職務 3 警察本部の次席調査官又は調査官の職務 4 警察署の署長の職務 5 特に困難な業務を行う警察署の副署長の職務	71	2.3	課長 自動車警ら隊長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 政策調整官 管理官 次席調査官 調査官 室長 副校長 署長 副署長 刑事生活安全官	3 1 1 1 1 1 1 5 13 14 9 1 3 13 4	2	71	2.3	課長級
				計	71	2			
8級	1 警察本部の参事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署の署長の職務 4 特に重要で困難な業務を行う警察署の副署長の職務	33	1.0	参事官 課長 科学捜査研究所長 署長	11 6 1 15		33	1.0	参事官級
				計	33				
9級	1 警察本部の部長、首席監察官又は首席参事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の参事官の職務 3 警察学校長の職務 4 特に困難な業務を行う警察署の署長の職務	12	0.4	部長 首席参事官 参事官 警察学校長 署長	1 3 5 1 2		12	0.4	部長級
				計	12				
合計		3,102	100	(再任用職員の合計(人))		27			

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

海事職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶のその他の乗組員の職務	0	0.0%		0	0			
				計	0	0			
2級	1 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の定型的な業務を行う航海士、機関士、通信士又は大型船舶の各長(以下「航海士等」という。)の職務 2 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の定型的な業務を行う甲板員、機関員又は通信員(以下「甲板員等」という。)の職務 3 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行うその他の乗組員の職務	2	2.6%	甲板員 機関員	2 0	0	14	17.9%	係員級
				計	2	0			
3級	1 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務 2 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う甲板員等の職務	12	15.4%	係員 甲板員 機関員 司ちゆう長 操機長	9 2 1	0			
				計	12	0			
4級	1 中型船舶(2種)又は小型船舶の船長又は機関長(以下「船長等」という。)の職務 2 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の一等航海士、一等機関士又は通信長(以下「一等航海士等」という。)の職務 3 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う航海士等の職務	45	57.7%	主任 係長 甲板長 司ちゆう長 操機長 操舵長 一等機関士 機関士 一等航海士 航海士 船長	12 2 1 1 1 1 1 9 1 15 1	1	47	60.3%	係長級
				計	45	3			
5級	1 大型船舶の船長等の職務 2 中型船舶(2種)又は小型船舶の困難な業務を行う船長等の職務 3 大型船舶の困難な業務を行う一等航海士等の職務 4 中型船舶(2種)又は小型船舶の特に困難な業務を行う一等航海士等の職務	19	24.4%	係長 船長 一等航海士 一等機関士 機関長	2 7 4 6	1	17	21.8%	課長補佐級
				計	19	1			
	合計	78	100%	(再任用職員の合計(人))		4			

備考

- この表において「大型船舶」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上1,500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数1,000トン以上の船舶をいう。
- この表において「中型船舶(2種)」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上200トン未満の船舶をいう。
- この表において「小型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶をいう。
- この表において「各長」とは、甲板長、操機長、司ちゆう長、操舵長又は冷凍長をいう。
- 人数には任期付の臨時職員を含む。

# 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

教育職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳				職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	うち任期付職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	492	13.0%	講師	255	0	3	492	13.0%	講師級
				助教諭	2	0				
				養護助教諭	1					
				養護助教諭	18	0				
				実習助手	157	17				
				寄宿舎指導員	59	5				
計	492	22	3							
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,000	79.3%	教諭	2,803	215		3,000	79.3%	教諭級
				養護教諭	99	5				
				栄養教諭	6	0				
				主任実習助手	76	0				
				主任寄宿舎指導員	16	0				
				計	3,000	220	0			
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	63	1.7%	主幹教諭	52	0		63	1.7%	主幹教諭級
				指導教諭	11	1				
				計	63	1	0			
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	135	3.6%	副校長	14			135	3.6%	教頭級
				教頭	121					
				計	135	0	0			
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	89	2.4%	校長	89			89	2.4%	校長級
				計	89	0	0			
合計		3,779	100.0%	（再任用職員等の合計（人））			243	3		

# 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

教育職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳				職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員 (人)	うち任期付 職員 (人)	(人)	(%)	段階
1級	義務教育学校、中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	551	6.4%	講師	491			551	6.4%	講師級
				助教諭	15					
				養護助教諭	45					
				計	551	0	0			
2級	義務教育学校、中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	6,997	81.0%	教諭	6,451	659	5	6,997	81.0%	教諭級
				養護教諭	454	33				
				栄養教諭	92	2				
				計	6,997	694	5			
特2級	義務教育学校、中学校又は小学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	68	0.8%	主幹教諭	54			68	0.8%	主幹教諭級
				指導教諭	14					
				計	68	0	0			
3級	義務教育学校、中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務	538	6.2%	副校長	28			538	6.2%	教頭級
				教頭	509					
				校長	1					
				計	538	0	0			
4級	義務教育学校、中学校又は小学校の校長の職務	486	5.6%	校長	486			486	5.6%	校長級
				計	486	0	0			
合計		8,640	100.0%	(再任用職員の合計 (人))		694	5			

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員の指導監督の下に補助的研究を行う研究員の職務	0	0.0%	計	0	0	0	0.0%	係員級
2級	1 相当高度の知識又は経験に基づき困難な研究を独立して、又は指揮して行う研究員の職務 2 相当高度の知識又は経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務	25	14.1%	研究員 係員 計	22 3 25	5 0 5	25	14.1%	
3級	1 試験研究機関の室長又は科長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な研究を独立して行う主任研究員の職務	83	46.9%	試験研究機関の科長 主任研究員 上級研究員 計	0 82 1 83	0 3 0 3	83	46.9%	係長級
4級	1 困難な業務を行う試験研究機関の室長又は科長の職務 2 特に高度の知識又は経験に基づき困難な研究を独立して行う専門研究員の職務	50	28.2%	試験研究機関の室長 試験研究機関の科長 専門研究員 計	15 14 2 19 50	0 0 0 0 0	50	28.2%	課長補佐級
5級	1 試験研究機関の長、副所長、次長、部門長、部長又はセンターの所長の職務 2 特に困難な業務を行う試験研究機関の室長の職務	19	10.7%	所長 場長 副所長 次長 部門長 部長 科長 室長 特別研究員 所長 所長 計	0 0 0 5 4 4 2 1 2 0 1 19	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	18	10.2%	課長級
							0	0.0%	次長級
							1	0.6%	部長級
合計		177	100%	(再任用職員の合計(人))		8			

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

医療職給料表（一）

※医師、歯科医師などの医療職

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	0	0.0%	医師	0	0			
				計	0	0			
2級	1 本庁の課長補佐の職務 2 地方機関の専門幹の職務 3 保健所の次長又は課長の職務 4 医長又は係長の職務 5 相当高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の業務	1	4.2%	医師	1	0	1	4.2%	係員級
				計	1	0			
3級	1 本庁の課長又は参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関の専門幹の職務 3 ども医療福祉センター等（以下「医療機関」という。）の長、副所長、局長又は部長の職務 4 保健所の長又は相当困難な業務を行う保健所の次長若しくは課長の職務 5 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は総括課長補佐の職務 6 困難な業務を行う医長又は係長の職務 7 高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	10	41.7%	医師	1		4	16.7%	係長級
				医長 係長	3				
				保健所の所長、課長	3		4	16.7%	課長補佐級
				本庁の課長補佐	1		12	50.0%	課長級
				地方機関の部長	2				
計	10	0							
4級	1 本庁の部長、部次長、理事、参事又は医療監の職務 2 地方機関の副部長の職務 3 困難な医療業務を行う医療機関の長、副所長、局長又は部長の職務 4 困難な業務を行う本庁の課長の職務 5 困難な業務を行う保健所の長の職務	13	54.2%	本庁の室長	1		2	8.3%	次長級
				医療監	1				
				地方機関の副所長	2				
				地方機関の部長	2		1	4.2%	部長級
				地方機関の所長	6				
地方機関の所長	2		計	13	0				
合計		24	100%	(再任用職員合計(人))		0			

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

医療職給料表（二）

※獣医師、薬剤師、栄養士などの医療職

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)の職務 2 学校栄養職員の職務	1	0.4%	学校栄養職員	1	0	58	22.4%	係員級
				計	1	0			
2級	1 獣医師又は薬剤師の職務 2 相当高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う栄養士等の職務 3 相当高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う学校栄養職員の職務	33	12.7%	獣医師・薬剤師	3	0	58	22.4%	係員級
				臨床検査技師	3	0			
				作業療法士・理学療法士	0	0			
				言語聴覚士	0	0			
				学校栄養職員・栄養士	27	0			
計	33	0							
3級	1 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う獣医師又は薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う栄養士等の職務 3 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う学校栄養職員の職務	24	9.3%	獣医師・薬剤師	12	0	58	22.4%	係員級
				臨床検査技師	2	0			
				作業療法士・診療放射線技師	2	0			
				学校栄養職員	8	0			
				計	24	0			
4級	1 獣医師又は薬剤師の係長の職務 2 栄養士等の係長の職務 3 獣医師又は薬剤師の主任技師の職務 4 栄養士等の主任技師の職務 5 副主任学校栄養職員又は主任学校栄養職員の職務	70	27.0%	係長	8	0	129	49.8%	係長級
				主任技師	62	12			
				副主任学校栄養職員	0	0			
				計	70	12			
				係長	57	9			
5級	1 課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 地方機関の課(室)長又は専門幹の職務 3 医療機関の薬局長又は保健所、食肉衛生検査所、肉用牛改良センター若しくは家畜保健衛生所の課長の職務 4 困難な業務を行う獣医師又は薬剤師の係長の職務 5 困難な業務を行う栄養士等の係長の職務 6 困難な業務を行う主任学校栄養職員の職務	64	24.7%	主任学校栄養職員・主任栄養士	2	0	58	22.4%	課長補佐級
				課長補佐	0	0			
				地方機関の専門幹	5	0			
				計	64	9			
				課長補佐	9	0			
				副参事	3	1			
6級	1 困難な業務を行う課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関の課(室)長又は専門幹の職務 3 困難な業務を行う医療機関の薬局長の職務又は困難な業務を行う保健所、食肉衛生検査所、肉用牛改良センター若しくは家畜保健衛生所の課長の職務	53	20.5%	専門幹	18	0	53	20.5%	課長補佐級
				地方機関の課長・支所長・薬局長	23	0			
				計	53	1			
				課長補佐	9	0			
7級	1 本庁の次長、課(室)長又は参事の職務 2 食肉衛生検査所の長又は次長の職務 3 家畜保健衛生所の長の職務 4 肉用牛改良センターの所長又は次長の職務	14	5.4%	本庁の課(室)長	2	0	13	5.0%	課長級
				参事	5	0			
				地方機関の所(校)長	6	0			
				地方機関の次長	0	0			
				本庁の次長	0	0			
				地方機関の所長	1	0			
計	14	0	1	0.4%	次長級				
合計		259	100%	(再任用職員の合計(人))			22		



等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

医療職給料表（三）

※看護師、保健師などの医療職

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階	
1級	准看護師の職務	0	0.0%							
				計	0	0				
2級	保健師又は看護師の職務	19	14.0%	保健師	15	0	26	19.1%	係員級	
				看護師	4	2				
				係員	0	0				
				計	19	2				
3級	1 副看護師長の職務 2 主任看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする保健師の職務	34	25.0%	保健師	7	0	84	61.8%	係長級	
				係員	0	0				
				副看護師長	5	0				
				主任看護師	22	0				
				計	34	0				
4級	1 医療機関の看護師長の職務 2 係長の職務 3 保健師の主任技師の職務	35	25.7%	看護師長	2	0	84	61.8%	係長級	
				係長	1	0				
				主任技師	31	0				
				主任	1	0				
				計	35	0				
5級	1 医療機関の副看護部長の職務 2 課長補佐又は副参事の職務 3 保健所の課長又は専門幹の職務 4 困難な業務を行う係長の職務	39	28.7%	係長	22	2	17	12.5%	課長補佐級	
				副看護部長	1	0				
				課長補佐	5	0				
				副参事	0	0				
				地方機関の課長	4	0				
				地方機関の専門幹	7	0				
				計	39	2				
6級	1 本庁の課長又は参事の職務 2 医療機関の看護部長の職務	9	6.6%	本庁の課長・参事	2	0	9	6.6%	課長級	
				看護部長	1	0				
				地方機関の部長	6	0				
				計	9	0				
合計		136	100%	(再任用職員の合計(人))			4			

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

現業職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	10	8.8%	技師	10	8	114	100%	係員級
				計	10	8			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	4	3.5%	技師	4	0			
				計	4	0			
3級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0%						
				計	0	0			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	22	19.3%	技師	15	0			
				主事	7	0			
				計	22	0			
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	78	68.4%	技師	63	0			
				主事	15	0			
				計	78	0			
合計		114	100%	(再任用職員の合計(人))			8		

# 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<公営企業会計>

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2	20.0%	主事	2		2	20.0%	係員級
				計	2	0			
3級	1 係長の職務 2 高等学校、特別支援学校又は中学校の主任の職務 3 主任主事又は主任技師の職務 4 警察本部又は警察署の主任の職務	3	30.0%	主任主事 係長	2 1		5	50.0%	係長級
				計	3	0			
4級	1 課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 地方機関、教育機関又は警察署の課（室）長又は専門幹の職務 3 高等学校又は特別支援学校の副主幹事務長又は事務長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務 5 困難な業務を行う高等学校、特別支援学校又は中学校の主任の職務	2	20.0%	係長 課長	2		5	50.0%	係長級
				計	2	0			
5級	1 困難な業務を行う課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関、教育機関又は警察署の課（室）長又は専門幹の職務 3 困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の副主幹事務長の職務 4 困難な業務を行う事務主幹の職務	1	10.0%	課長	1		1	10.0%	課長補佐級
				計	1	0			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課（室）長、企画監又は参事の職務 2 振興局の部長、副部長又は支所長の職務 3 地方機関又は教育機関の長又は次長の職務 4 高等学校又は特別支援学校の事務局長又は主幹事務長の職務 5 警察本部の課長、管理官、次席調査官、室長又は調査官の職務	1	10.0%	部長	1		1	10.0%	課長級
				計	1	0			
8級	1 本庁の部局又は委員会等の事務局の局長、危機管理監、理事、技監、政策監又は会計管理者の職務 2 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の次長又は参事監の職務 3 困難な業務を行う振興局の局長又は次長の職務 4 特に困難な業務を行う地方機関又は教育機関の長の職務	1	10.0%	交通局の局長	1		1	10.0%	部長級
				計	1	0			
合計		10	100%	(再任用職員の合計(人))		0			

# 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

企業職（一）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階				
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階		
1級	係員の職務	0	0.0%	主事			3	12.5%	係員級		
				計	0	0					
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする係員の職務	3	12.5%	主事	3		3	12.5%		係員級	
				計	3	0					
3級	係長、主査の職務	9	37.5%	係長	6		9	37.5%			係長級
				主査	3						
3級	係長、主査の職務	9	37.5%	計	9	0	9	37.5%	係長級		
4級	課長（課長補佐）の職務 地方機関の長の職務	7	29.2%	課長・課長補佐	5	1	10	41.7%		課長級	
				地方機関の所長	2	2					
4級	課長（課長補佐）の職務 地方機関の長の職務	7	29.2%	計	7	3	10	41.7%			課長級
5級	困難な業務を所掌する 課長（課長補佐）の職務 困難な業務を所掌する 地方機関の長の職務	3	12.5%	課長	1		3	12.5%	課長級		
				地方機関の所長	2						
5級	困難な業務を所掌する 課長（課長補佐）の職務 困難な業務を所掌する 地方機関の長の職務	3	12.5%	計	3	0	3	12.5%		課長級	
6級	部長の職務	2	8.3%	室長（参事）			2	8.3%			部長級
				部長	2						
6級	部長の職務	2	8.3%	計	2	0	2	8.3%	部長級		
合計		24	100%	(再任用職員の合計(人))		3					

備考

備考：課長補佐（5級）については、困難な業務を所掌する課長（地方機関の長）の人事発令に基づく配置に限る。

# 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

企業職（二）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	90	30.2%	技師	84	34	126	42.3%	係員等
				ガイド	6				
				計	90	34			
2級	相当の技能又は経験を要する職務	36	12.1%	技師	35	3	126	42.3%	
				ガイド	1				
				計	36	3			
3級	高度の技能又は経験を要する職務 運転士監督及び技師の職務	46	15.4%	技師	37		172	57.7%	係長等
				ガイド	9				
				計	46	0			
4級	特に高度の技能又は経験を要する職務 困難な業務を所掌する 運転士監督及び技師 (係長、主査)の職務	126	42.3%	係長	12		172	57.7%	
				主査	10				
				運転士監督	10				
				技師	91				
				ガイド指導員	2				
				課長補佐	1				
				計	126	0			
合計		298	100%	(再任用職員の合計(人))		37			